

Weekly Report

第222号

平成25年 7月 8日

鈴木恒夫税理士事務所

株式会社鈴木経営センター

TEL 029-275-4333

FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp

<http://www.szk-accounting.jp/>

消費税転嫁対策法による価格表示の特例

◆消費税転嫁対策特別措置法は10月に施行

消費税率が引上げられた際、円滑かつ適正な価格転嫁が行えるようにするための「消費税転嫁対策特別措置法」が25年10月から施行されます。

同法による特別措置のうち、*特定事業者による減額や買ったときなどの転嫁を拒む行為等の禁止、*消費税分を値引きする等の宣伝や広告の禁止、*中小事業者などが共同で転嫁方法や表示方法を取り決めるカルテルを独占禁止法の適用除外とする措置は、26年4月以降に供給する商品又は役務について対象となります。

施行される25年10月から適用されるのは、価格の表示に関する特別措置です。

◆総額表示義務が緩和される価格表示

価格の表示に関する特別措置では、事務負担(値札の貼り替えなど)の軽減などのために、総額表示義務が緩和します。これにより、消費者に対する価格表示について、10月から税込価格を表示しないことが認められます(税込価格であると誤認されない措置が必

要)。

具体的には、「〇〇円(税抜)」「〇〇円(税抜価格)」「〇〇円(本体価格)」「〇〇円+税」といった価格表示が可能になります。また、「〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、消費者の目に付きやすい場所に「当店の価格は全て税抜価格となっています」などの掲示を行うことです。

主婦年金の不整合記録問題に係る改正

会社員(第2号被保険者)の被扶養配偶者は、保険料を納める必要のない第3号被保険者となりますが、会社員の夫が離職した場合などは、第3号から第1号に切り替わるため、届出をして保険料を納めなくてはなりません。

この届出をしていない方が多数存在し、年金記録上は第3号のままとなっている不整合期間が問題になっていましたが、改正により、未納となっている不整合期間について、年金を受け取るために必要な受給資格期間に算入できるようになりました(特定期間該当届の提出が必要)。

また、未納期間の保険料を遡って納付することもできるようになります(過去10年分まで)。

人事異動後の税務調査に備えて!

3分の1以上といわれる国税職員(税務署)の定期人事異動は7月10日に発令され、平成25事務年度がスタートします。

新体制のもとで税務調査も始まりますので、何時来られても対応できるよう帳簿や領収書・契約書など証拠書類を整理しておきましょう。

税務調査は原則、電話により事前通知が行われますので、日時や対象税目、担当者名などを聞きます(顧問税理士にも通知されます)。正当な理由があれば日時等を変更することも可能です。